

令和2年度第3回政策評価委員会における各委員の御意見と対応整理表

資料	委員	御意見	御意見に対する考え方
資料 1	藤井委員	<p>3. 政策評価の実施に関する方針 第2段落 2行目 「自治体・国民の要請・要望」→要請・要望ではなく、先進的な実践・施策に 理由:国側が自治体・国民から学ぶ姿勢も必要</p>	御意見を踏まえ、「自治体・国民の要請・要望や先進的な取組」と修正します。
資料 1	三橋委員	<p>3. 政策評価の実施に関する方針 最後から4行目からの部分、「環境問題は・・・果たすこととする」について 環境問題は現代世代だけの問題ではなく、将来世代へ健全な地球を引き継ぐという現代世代に課せられた重要な役割があると思います、そこで、以下の文章を、挿入していただければと思います。 「環境問題は国民一人ひとりの健康と生活に大きな影響を与える<u>だけでなく、将来世代に健全な地球を引き継ぐという大切な役割があるため、環境政策に対する国民の関心は高い。</u>」</p>	御意見のとおり修正します。

資料 1	百瀬委員	<p>3. 政策評価の実施に関する方針</p> <p>「…政策評価の実施を通じて政策の意図とその結果を国民に対してわかりやすく説明し、行政の透明性を確保し、国民に対する行政の説明責任」(アカウンタビリティ)を果たすこととする。」という文面にとても共感しました。</p> <p>環境省と施行する行政、直接関係するステークホルダーだけではなく、広く民間にも環境省の政策とその成果を周知することで、協働する意識を持っていただきたい。</p>	<p>平成 30 年 4 月に閣議決定された第 5 次環境基本計画において環境政策の展開に当たってパートナーシップの充実・強化が重要であることを掲げています。</p> <p>御指摘を踏まえて、より一層の取組を進めてまいります。</p>
資料 1	百瀬委員	<p>4. 政策評価の観点に関する事項</p> <p>「…形式的に統一された均一的で整合性のとれた評価を目指すよりも、評価の目的に合致した運用を行うこととする」という文面に共感しました。</p> <p>また、国民からの税金によって実施される政策であるからには、国民に PDCA の過程と成果を明確にし、その結果、国と国民がどんなリスクを回避し、どんなベネフィットを得られたのかを明示していただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえて、政策評価書の記載に当たっては、PDCA の過程や成果が明確となるように努めてまいります。</p>
資料 1	百瀬委員	<p>5. 政策効果の把握に関する事項</p> <p>定量的な評価は問題ないが、定性的な評価は、どのような方法を用いるのか知りたい。</p>	<p>目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン(平成 25 年 12 月 20 日、政策評価各府省連絡会議了承)では、定量的な測定指標の設定が困難な場合には、「定性的なものであっても可とするが、「達成すべき目標」に関し達成すべき水準が具体的に特定され、事後検証が可能なものを記入するものとする。例えば、各行政機関における施策の特性により、前述の</p>

			<p>記入が困難な場合、「施策の進捗状況（目標）」欄に、評価対象施策に係る各年度の進捗状況などを記入するなどの対応を行うことも考えられる。」としています。</p> <p>例えば、令和元年度実施施策に係る政策評価書の「目標 1-3 気候変動の影響への適応策の推進」では、「気候変動の影響評価の実施と適応計画の見直し」という測定指標を設定し、令和5年度に「気候変動影響評価報告書のとりまとめ」という目標を設定し、令和元年度の実績として「気候変動影響報告書の素案作成」と記載しています。</p>
資料 1	崎田委員	<p>11. その他政策評価の実施に関する重要事項</p> <p>政策評価の推進体制の要の「政策評価室」が、省内の改変時に「企画評価・政策プロモーション室」になりました。新しい室名から考えて、意欲的な改革と受け止めておりますが、新しい担当室の実務としてどのような変化があり、どのように成果が上がっているか、様子を伺えれば幸いです。</p>	<p>平成 30 年 4 月に閣議決定された第 5 次環境基本計画の具現化を図るため、平成 31 年 4 月に政策評価室を企画評価・政策プロモーション室に改め、省内の部局間の連携をより密にした総合調整を行いながら、重点施策等の企画立案と政策評価を両輪として取り組んでいます。</p> <p>また、企業・自治体・他省庁等、政策を共に実現していく多様な主体に対し政策の趣旨を分かりやすく発信するとともに、連携の充実に努めています。</p>
資料 1	藤井委員	<p>11. その他政策評価の実施に関する重要事項</p> <p>(1) 政策評価の実施体制・組織</p> <p>3) 政策評価委員会 ～学識経験者等から構成する</p> <p>この等に NGO を表記する。昨今各分野で日本のジェンダー問題など国際的な立ち後れが指摘されているが、評価委員構成に、学識経験者・NGO 等とすることで、一步前進となる。</p>	<p>本政策評価委員会には、大学等の研究機関のみならず、NGO、企業、メディア等で学識経験や実務経験を有する方々に参画をいただいていたところであり、今後も、男女共同参画の観点も含めて、幅広い経験を有する方に参画をいただく方針です。</p>

資料 1	崎 田 委 員	<p>11. その他政策評価の実施に関する重要事項</p> <p>「国民の意見を聞く」ことを作成前から後に変更済みであり、そのための修正とのこと。基本的には了解ですが、変更案を拝見すると、「政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は・・・」と表記され、外部から意見を聞くことを必須としては求めてはならず、社会への透明性の面からは後退しているように思われますが、いかが。</p>	<p>当該記載については、平成 20 年度までは各省庁ともに政策評価書の案について意見募集を行っていましたが、現在は、政策評価に関する基本方針（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定、平成 29 年 7 月 28 日一部変更）に基づき、政策評価に対する外部からの意見・要望等の受付窓口を明示し、通年で意見・要望等を受け付けていることから、「7. 事後評価の実施に関する事項、(6) 評価の手順の「政策評価委員会及び国民の意見を聴いた上で評価書を作成し、公表する。」を「政策評価委員会の意見を聴いた上で評価書を作成し、公表する。」と改めたものです。</p> <p>「11. その他政策評価の実施に関する重要事項、(2) 政策評価に対する外部からの意見・要望等の受け付け」の記載は従前どおりであり、外部からの意見・要望等については、今後の政策の企画立案等に活用してまいります</p>
資料 1	百 瀬 委 員	<p>11. その他政策評価の実施に関する重要事項</p> <p>実際に現場での評価、特に定性的評価に関しては、地方自治体からの情報収集を十分に行っていただきたい。</p>	<p>環境行政における自治体の役割を踏まえ、「3. 政策評価の実施に関する方針」において、自治体の要請・要望等を把握し、政策評価の重点化を行うことを記載しています。</p> <p>御指摘を踏まえ、引き続き自治体からの情報を十分に参考にした上で政策評価の実施に努めてまいります。</p>

資料 2	<p>崎田委員 「地球温暖化対策の推進」と「放射性物質による環境の汚染への対処」は重要施策かつ予算規模の大きい事業であり、毎年度評価とすることに賛成します。</p> <p>なお、地球温暖化対策に関して、これまでの政府目標は積み上げ型であり、新たな 2050 年の長期目標の脱炭素は高い目標を掲げて取組むバックキャスト型取組です。毎年の評価に際し、目標を粛々と達成するだけでなく、いかに意欲的に成果を上げていくかという視点を重視して評価書を作成することを期待します。</p> <p>また、「地球環境の保全」は 3 年ごとの評価対象となっていますが、フロン対策は制度改正は進んでいるものの、まだまだ進まない分野です。国際連携なども 2050 年脱炭素実現には重要であり、この分野が 3 年に 1 度の評価でいいのか、ぜひ検討いただきたい。</p> <p>別添の施策体系図の変更も確認いたしました。東日本大震災から 10 年。状況変化に対応した措置として、確認いたしました。</p>	<p>フロンガス対策について、オゾン層破壊防止の観点からは「2. 地球環境保全、目標 2-1. オゾン層の保護・回復」として 3 年ごとの評価を行う一方、温室効果ガス排出削減対策の観点からは「1. 地球温暖化対策の推進、1-1. 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり」として毎年度評価を行っています。</p>
資料 2	<p>藤井委員 個別の前に、委員会でも申し上げておりますが、年号表記の改善を求めます。国際比較はもとより、国内の経年比較など、西暦表示が無いことに違和感があります。元号が残っているのは日本のみ。西暦への変更に困難が伴うのであれば、西暦・元号併記にしたい。</p>	<p>政策評価の事前分析表及び実施施策に係る政策評価書の様式は、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン（平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）」で定められた各省庁共通様式を用いていることから、和暦を使用しています。</p>

			<p>政策評価書の記載に当たっては、条約で定められた目標年度等については西暦を併記するなど、分かりやすい記載に努めてまいります。</p>
資料 2	百瀬委員	<p>計画については、別段意見はありません。</p> <p>「政策評価書」に関する意見として、2030年までのSDGs目標に該当する項目においては、目標への進捗状況を報告する欄を設けていただきたい。</p> <p>特に、環境分野は日本の達成状況が思わしくなく、SDGs13「エネルギー消費に伴う1人あたりのCO2排出量」「実効炭素税率」、SDGs14「海洋健全度指数」「輸入に伴う海洋生物多様性への脅威」、SDGs7「一次エネルギー供給量に占める再生可能エネルギーの割合」、SDGs15「レッドリスト」「輸入に伴う地上・淡水の生物多様性への脅威」などである。(2020年6月日本のSDGs達成度レポート：SDSN)</p> <p>国が世界に約束したSDGsなので、政策の中で取り組んでいただきたい。</p>	<p>上述のとおり、政策評価の事前分析表及び実施施策に係る政策評価書の様式は、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）」で定められた各省庁共通様式を用いています。</p> <p>御指摘を踏まえ、SDGs目標と関連が深い施策については、施策の分析欄等でSDG目標との関係について記載を行うことを検討してまいります。</p> <p>また、第1回の委員会で御報告した環境省事業へのSDGsの組込みパイロット・プログラムにおいて、SDGsの単一目標にのみ着目するのではなく他の項目との相乗効果の最大化を目指した施策・事業を実施し、SDGsの達成に向けたPDCAを実践してまいります。</p>
参考資料	山本委員	<p>リデザインという用語の使用について</p> <p>エコデザインの四段階発展論というものが20年以上前に提唱されており、Minor improvement, Redesign, Function Innovation, System Innovationによって環境効率、資源生産性を高めてゆくという考えです。リデザインはその二番目です。世界が今目指しているのは第四段階のシステム革新ではないでし</p>	<p>御指摘のリデザインという用語は、個別の製品設計にとどまらず、社会経済システムの転換を指して用いているものです。</p>

		<p>ようか。リデザインという言葉を使用すると誤解を招く恐れがあるのでは。</p>	
参考資料	山本委員	<p>市民の行動変容には自治体レベルでの気候市民会議や気候青年会議などの手段で広く市民の意見を求め政策決定に反映させる仕組みが必要ではないでしょうか。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
参考資料	藤井委員	<p>A3一枚物の重点施策概要 3 東日本大震災からの復興・創生と未来志向の取組 除去土壌、汚染水、健康被害、ふるさと帰還・コミュニティ再生、一次産業再生などなど、現状では未来志向の復興加速-希望ある未来へのリデザイン-と言う、打ち出しには程遠いと感じます。被災者各層との真の対話が不足しています。環境省への信頼が欠けている。多数の裁判を待つまでもなく、是非、まだ10年で、とてとてもこの様なリデザイン打ち出しの前に（並行して）、原理原則、課題に向き合う姿勢を出すべきと考えます。 水俣の二の舞にならないために。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、福島県内の除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、減容・再生利用の必要性・安全性等についての全国での理解醸成活動を強化する等、被災地の復興・再生に向けた重要課題に取り組んでまいります。</p>
参考資料	百瀬委員	<p>「3つの移行」による経済社会のリデザイン 地方自治体の環境政策に関わる委員会などに出席すると、「脱炭素社会」と「循環経済」を別々にとらえ、「分散型社会」はまた別のところで進められるなど、包摂的な施策になっていないように感じます。 環境省の取り組みに関しても、私の個人的な感想で</p>	<p>御指摘のとおり、3つの移行は別々のものにとらえるのではなく一体的に推進することが重要だと考えており、参考資料中でも「地域循環共生圏」の創造を「3つの移行」を統合的に具現化するものであると説明しているほか、本年2月24日の経済財政諮問会議で小泉環境大臣から脱炭素社会の実現に</p>

	<p>すが、例えば、「プラスチック資源循環戦略」を具現化すると、CO2 排出抑制（バイオマスプラスチック）になり、海洋プラスチック汚染の防止（回収リサイクルシステム）につながる、そして海洋生物多様性保護に貢献する、といった包括的な捉え方をしていないと、予算や施策が重複したり、空白が生じてしまうのではないのでしょうか。</p>	<p>はエネルギーに関する対策のみならず資源循環の効率化が不可欠であることを説明しています。</p> <p>今後の施策や事業の実施に当たっては、3つの移行の一体的な推進に資するよう、効果的かつ効率的な実施に努めてまいります。</p>
<p>参考資料</p>	<p>百瀬委員</p> <p>令和3年度予算案における主な事業リストについて</p> <p>6. 総合的な環境政策の推進及びそのための基盤強化</p> <p>(3) 環境政策の基盤となる技術研究・環境教育</p> <p>SDGsに関する教育・啓発をESDの取り組みとして、自治体や民間団体は行っているが、管轄する環境省においてはもっと強化していただきたい。</p> <p>児童生徒は学校教育でSDGsの授業があるが、一般市民や企業に対しても理解活動や、実社会での取り組みへの啓発が必要だと思う。</p>	<p>環境省では、環境教育・ESDを実践・推進するリーダー人材を育成する目的で、「教職員等環境教育・学習推進リーダー育成研修」を、学校教員、NPO/NGO、民間企業、行政関係者等多くの参加者を得て開催しています。</p> <p>また、企業がSDGs実現に取り組む際の道しるべとなる「SDGs活用ガイド」や、NPOが地域でSDGs活動を展開する際に参照できるガイドブックを作成・配布し、要請に応じて説明会等での説明を実施しています。</p> <p>引き続き、効果的かつ効率的な環境教育施策の推進を図ってまいります。</p>

平成 14 年 4 月 1 日決定
平成 18 年 4 月 1 日改定
平成 20 年 4 月 1 日改定
平成 23 年 4 月 1 日改定
平成 28 年 4 月 1 日改定
令和 3 年 4 月 1 日改定

環境省政策評価基本計画

1. 環境省政策評価基本計画の位置づけ

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）（以下「法」という。）の第 6 条第 1 項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針の改定」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）を踏まえて、環境省政策評価基本計画（以下「基本計画」という。）を以下のとおり定める。

2. 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

3. 政策評価の実施に関する方針

政策評価は政策の企画立案・実施を的確に行うことに資する情報を整理し、その情報の政策への適切な反映と政策の不断の見直し・改善を行うことで行政庁がその使命をより効率的に達成し、また、その過程及び結果を公表することで国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底するものであると位置づけられる。

環境省においては、以下の点に留意して政策評価を実施する。

政策の企画立案・実施を的確に行うためには、施政方針演説等で示された内閣としての重要政策、現在の環境の状況、社会経済情勢、自治体・国民の要請・要望や先進的な取組、及び政策の効果等を把握し、それらを基礎として、政策評価の重点化を行うとともに、必要性、有効性又は効率性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な適切な観点から、効率的に自ら評価を行うことが必要である。

政策評価の導入により、政策体系を明らかにするとともに「企画立案（Plan） 実施（Do） 評価（Check） 改善（Action）」という政策のマネジメントサイクルを行政に組み込み、評価の結果何らかの理由で期待通りの成果をあげていないものがあれば、その改善策を検討し、新たな政策の企画立案段階に反映させていくことによって、成果を重視した行政運営、政策の改善を不断に行うこととする。

環境問題は国民一人ひとりの健康と生活に大きな影響を与えるだけでなく、将来世代に健全な地球を引き継ぐという大切な役割があるため、環境政策に対する国民の関心は高い。そのため、政策評価の実施を通じて政策の意図とその結果を国民に対してわかりやすく説明し、行政の透明性を確保し、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を果たすこととする。

4. 政策評価の観点に関する事項

(1) 政策評価の観点の基本的な適用の考え方

環境行政は、規制、補助金、経済的手法等様々な施策を組み合わせられており、それぞれの

評価手法は業務や施策等の特性によって自ずから異なってくる。

そのため、評価においては評価方式、制度の細部に拘泥し、形式的に統一された均一的で整合性のとれた評価を目指すことよりも、評価の目的に合致した運用を行うことを重視することとする。評価は政策のマネジメントサイクルを確立し、目標を明確にした行政運営を行うことを目的に、行政活動が適切に行われているかどうか、そしてそれを国民に正しく伝えるにはどのように分析し、評価すればよいのかという視点からなされるべきだからである。

以上の考え方から政策評価の実施にあたっては、評価の対象となる政策の特性、時点・目的に応じて法第3条第1項に規定された必要性、有効性及び効率性等の観点から適当なものを選択する。

(2) 政策評価の観点

政策評価の実施は、評価の対象とする政策の特性に応じて、主として必要性、有効性及び効率性の観点から行う。

必要性：対象とする政策に係る行政目的を国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らしたときの妥当性。

有効性：当該政策に基づく活動により期待される効果と、実際に得られた又は得られると見込まれる政策効果の関係。

効率性：当該政策に基づく投入資源とそれによって得られる政策効果との関係。

上記の観点のほか、政策の特性に応じて、公平性、優先性などの観点を加味して適切に評価を行う。

5. 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握にあたっては、対象とする政策の特性に応じて適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。評価の客観性を担保するためには一般にできる限り定量的な評価を行うことが望ましいが、これが困難である場合は政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。

また、政策の特性に応じ、より包括的な政府活動の目的に照らした効果・影響についてもできる限り把握するよう努める。

なお、環境政策の効果は政策の実施による環境の改善の程度により把握されるが、環境政策は関係府省はもとより地方公共団体、事業者、国民等様々な主体の参画の下で実施されている。このため環境政策の改善効果の把握は場合によっては専門的な分析や長時間のデータの集積等を必要とし、把握された改善効果も専門的で一般にわかりにくい場合が多いことから、評価書の作成にあたっては把握された効果がわかりやすいものとなるよう配慮する。

また、政策効果の把握に関しては、当該政策に基づく活動の実施過程を通じて政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合にあつては、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

なお、政策に基づく具体的活動の実施体制が行政機関以外であり、政策効果の把握のために必要となる場合にあつては、当該実施主体に対し、把握しようとする政策効果やその把握のための方法等について示すなどにより、できる限りその理解と協力を得るように努め、適切に政策効果の把握を行うものとする。

6. 法第9条の規定に基づく事前評価の実施に関する事項

(1) 評価の目的

法第9条の規定に基づき評価が求められる政策については、当該政策により見込まれる効果等を把握することにより、的確・適切な政策の採否、選択に資する情報を提供する見地から評価を実施する。

(2) 評価の対象

法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業、個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策、規制の新設又は改廃を目的とする政策及び法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とする。

なお、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても対象とするよう努めるものとする。

(3) 評価の実施

(2)に規定する各政策を主管する課又は室は、当該政策の決定に先立ち、評価を行い、評価書を作成する。その際、得ようとする効果や事後的な評価方法等を明らかにするとともに、複数の政策代替案の中からの適切な政策の選択、政策の改善・見直しの過程を可能な限り明らかにするよう努めるものとする。

評価の実施時期、観点・方法、手順その他事前評価の実施方法については、別途各政策分野ごとに定める実施要領等による。研究開発に関する事前評価の実施方法については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づく「環境省研究開発評価指針」による。規制の新設又は改廃を目的とする政策に関する事前評価の実施方法については、「環境省における規制に係る政策評価実施要領」による。

7. 事後評価の実施に関する事項

(1) 評価の目的

省の政策全体の進捗状況を把握・評価し、新たな政策の企画立案及び既存政策の見直しに活用することを目的とする。

(2) 評価の対象

事後評価は、環境省の政策のすべてを対象に行う。

評価は、共通の目的を有する事業のまとまりである「施策」を単位として行う。施策の区分については、別に定める環境省の政策全体を目的・手段関係を基礎に整理した「環境省施策体系」の中で規定する。

なお、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、税制改正要望を行う単位を対象とする。また、その他の税目関係の租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策についても、評価の対象とするよう努めるものとする。

(3) 評価の観点・方法

評価は、4(2)をもとに、主として有効性及び効率性の観点から行う。

その際、当該施策の下に位置づけられる事務事業の効果を明らかにするよう努めるとともに、施策全体の目標達成との関係、事務事業相互の関係に留意しつつ、評価を行うものとする。

(4) 評価の時期

各年度開始後速やかに、前年度までの施策の進捗状況について評価を行う。

(5) 評価の実施主体

評価は、各施策の主管課・室が実施する。

(6) 評価の手順

評価対象施策の主管課・室は、当該施策について事後評価を行い、その結果を企画評価・政策プロモーション室に提出する。企画評価・政策プロモーション室は、評価結果をとりまとめ、政策評価委員会の意見を聴いた上で評価書を作成し、公表する。

評価において使用した資料その他の情報がある場合には、その旨を評価書に記載する。

既に公表した評価書の修正等の処理については、適宜対応するものとする。

8. 学識経験を有する者の知見の活用等に関する事項

環境政策は、専門的な内容を多く含むと同時に、その影響はしばしば広く国民生活全体に及ぶ。環境政策のこうした性格に鑑み、環境省においては、政策評価に多様な意見を反映するとともにその客観性及び厳格な実施を担保するため、評価の対象及び目的等特性に応じ、学識経験を有する第三者の知見の評価への適切な活用を図ることとする。

特に、事後評価の実施に当たっては、環境政策に関し幅広い知見を有する学識経験者からなる政策評価委員会の助言を得るものとする。

9. 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定、税制改正要望といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。

企画評価・政策プロモーション室は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。

政策所管部局はその所管する政策に関し、企画評価・政策プロモーション室の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。

会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局（以下「取りまとめ部局」という。）は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、企画評価・政策プロモーション室の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。

なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。

10. 政策評価に係る情報の公表に関する事項

(1) 政策評価の評価結果等の公表

政策評価の評価結果等の公表は、企画評価・政策プロモーション室が次の事項を環境省ホームページに掲載するとともに、企画評価・政策プロモーション室に備え付けることにより行うものとする。

評価書

評価書要旨（事前評価を除く。）

政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価を除く。）

(2)公表時期

それぞれの政策評価結果等については、まとめ次第適時に公表するものとする。

11.その他政策評価の実施に関する重要事項

(1)政策評価の実施体制・組織

1)政策評価推進会議

政策評価推進会議は、省幹部により構成し、政策評価の適切な実施と結果の活用に関する各局
部間の連絡・連携を図るとともに、政策評価の主要事項について決定する。

2)企画評価・政策プロモーション室

企画評価・政策プロモーション室は、環境省の政策評価を担当する組織として次の役割を担う
ものとする。

基本計画及び実施計画の策定など政策評価に関する基本的事項の企画及び立案
政策所管部局の行う評価に対する助言
政策評価の取りまとめ及び公表等、政策評価の総括
政策評価を担う人材の養成・確保の推進
政策評価に係る調査、研究及び開発の推進
政策評価委員会の運営
政策評価推進会議の運営

3)政策評価委員会

政策評価委員会は、環境政策に関し幅広い知見を有する省外部の学識経験者等から構成する。
政策評価委員会は次の事務を担う。

政策評価に対する助言
政策評価手法の検討

4)省内各部局の連携

省として政策評価の適切な実施と結果の活用を図るため、企画評価・政策プロモーション室、
政策担当課・室及び取りまとめ部局は緊密な連絡・連携を図り、必要に応じてヒアリング等を実
施する。

(2)政策評価に対する外部からの意見・要望等の受け付け

政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受け付け窓口は、企画評価・政策プロモ
ーション室とする。

政策評価に関する外部からの意見・要望等については、今後の政策の企画立案等に活用するこ
ととする。

(3)地方公共団体等との連携・協力

実施事務を地方公共団体等が担う場合が多いことに鑑み、評価に必要な資料の収集等にあたっ
ては、当該地方公共団体等にあらかじめ政策効果の把握のための方法等について示すなどにより、

できる限りその理解と協力を得るように努め、適切な連携を図るものとする。

(4) 評価制度等の継続的改善

政策評価はまだ完成されたものはなく、試行錯誤を重ねている状況である。したがって、環境省においても、環境行政に最も適した政策評価システムの確立を究極的な目標として、常に制度の見直しを行い、改善を図る努力を継続し、本基本計画についても必要に応じて見直しを行うこととする。